

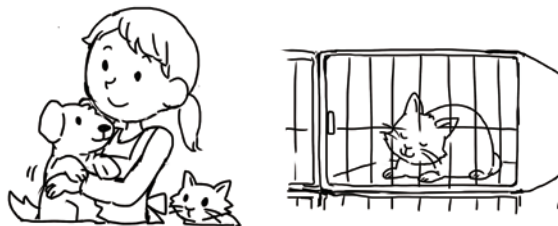
<入院諸費用保険金>の補償範囲を拡大します！

入院諸費用保険金は、入院した場合の差額ベッド代やホームヘルパー・清掃代行サービス業者などの雇入費用などを、実費でお支払いする特約です。今回の改定により、ご要望が多かったペットシッターの雇入費用やペットホテルへの預入費用がお支払いの対象となります。なお、この改定による保険料の変更はありません。

ペットは家族！そんなお客さまに朗報です。

被保険者が入院した場合に負担した
ペットシッターの雇入費用、
ペットホテルへの預入費用などを
実費でお支払いします。

ひとり暮らしの方も
ファミリー世帯も
補償します



ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者・介護従事者・**ペットシッターの雇入費用**、
保育所・介護施設・**ペットホテルへの預入費用**の合計を
15,000円×雇入・預入日数限度にお支払いします。

対象となるペットは、被保険者が日常的に居住している主な場所において飼っている哺乳類、鳥類または爬虫類に限ります。

ペットの分類	対象	対象外
哺乳類、鳥類、爬虫類 		
		両生類、魚類、昆虫類

2018年1月1日以降保険始期の医療総合保険（引受基準緩和型を含む）が対象となります。
ペットシッターの雇入費用、ペットホテルの預入費用は、2020年1月1日以降に開始した入院により負担した費用を対象とします。

入院諸費用保険金のうち「15,000円×雇入・預入日数」が支払限度となる費用

※下記のお支払い限度額のほか、1回の入院についてご契約の支払限度日数が適用されます。

※日本国内での入院に限りますが、公的医療保険制度の利用の有無は問いません。

項目	お支払い条件	お支払い金額	お支払い限度
2020年1月1日以降に入院した場合 ペットシッターの雇入費用	被保険者の入院期間中に発生した、被保険者が日常的に居住している主な場所で飼育しているペットに関する左記の費用をお支払いします。	実費	左記の費用を合わせて「15,000円×雇入・預入日数」が限度 ただし、入院諸費用保険金で支払対象となる他の費用（差額ベッド代等）と合わせて、ご契約の保険金額を限度とします。
2020年1月1日以降に入院した場合 ペットホテル等の預入費用			
ホームヘルパー雇入費用			
ベビーシッター雇入費用	・家事従事者である被保険者の入院期間中に発生した費用をお支払いします。		
清掃代行サービス業者雇入費用	・家事従事者でない被保険者の場合、医師が認めた付添期間中に発生した費用はお支払いの対象となります。		
保育所等への預入費用			
介護施設への預入費用	被保険者の入院期間中に発生した被保険者の同居の親族に関する左記の費用をお支払いします。		
介護従事者の雇入費用			

入院諸費用補償特約の改定内容は裏面に記載されております。

2020年1月1日以降に開始した入院から、入院諸費用補償特約において、ペットシッターの雇入れ費用およびペットホテル等への預入費用を補償対象として追加します。

これに伴い、「入院諸費用補償特約」および「引受基準緩和型契約特約」を以下のとおり改定いたしますので、証券同封の約款とあわせてご確認ください。

1. <用語の定義>に以下の用語を追加します。

家庭	被保険者が家族と日常生活を営むために居住している場所をいいます。
住居	被保険者が日常的に居住している主な場所をいいます。
ペット	被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している哺乳類、鳥類または爬虫類をいいます。
ペットシッター	ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を営業として行うことを法令により認められている者をいいます。
ペット専用施設	ペットが宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。ただし、法令によりその営業を認められている施設に限ります。

2. 第4条（入院諸費用の範囲）（1）に、⑧および（注8）を追加します。

（1）入院諸費用とは、被保険者が日本国内での入院により負担した次の費用をいいます。

- ① 差額ベッド代（注1）
（中略）
 - ③ 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇入れたホームヘルパー等の雇入れ費用（注2）または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（注3）
ア. 被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間
イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間
（中略）
 - ⑦ 被保険者と同居の親族が介護保険法第19条（市町村の認定）第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合（注5）の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用
ア. 介護従事者（注6）の雇入れ費用（注7）
イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用（注3）
 - ⑧ 次のアおよびイに掲げる費用
ア. ペットに対する日常の世話のために被保険者が入院している期間に雇入れたペットシッターの雇入れ費用（注8）
イ. 被保険者が入院している期間にペットをペット専用施設に預け入れるための費用（注3）
- （注1）選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたるベッドまたは病室の使用料をいいます。
（注2）ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。
（注3）預け入れに要した交通費を含みます。
（中略）
（注8）ペットシッターの紹介料および交通費を含みます。

3. 第4条（6）を以下のとおり改定します。

（6）（1）③、⑦および⑧の費用の額は、これらを合算して、1回の入院（注）につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。ただし、次の算式における総日数は、保険金を支払うべき入院日数を限度とし、被保険者が1日に複数の者に対する雇入れ費用および預入費用を負担したとしても、1日として計算した日数とします。
（以下算式等省略）

4. 別表2を以下のとおり改定します。

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める身体障害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日および入院日数を記載した病院等の証明書類
7. 診療明細書
8. 被保険者と同居の親族が第4条（1）⑦の費用の対象となる状態であることが確認できる書類
9. 第4条（入院諸費用の範囲）（1）①から⑧まで（②アおよびイ、④ならびに⑤を除きます。）の費用を支払ったことを示す領収書（以下省略）

引受基準緩和型のご契約につきましては、今回の改定に伴い、引受基準緩和型契約特約の第3条（入院諸費用補償特約の規定の変更）（注3）も以下のとおり改定します。

- （注3）支払削減期間中に入院が終了しなかった場合は、次の費用については、50%の支払の削減は行いません。
- （ア）支払削減期間の満了日の翌日以降の入院に対する同特約第4条（1）①、②ア、④および⑥の費用
 - （イ）支払削減期間の満了日の翌日以降に負担した同特約第4条（1）②イおよびウならびに⑤の費用
 - （ウ）支払削減期間の満了日の翌日以降の雇入れおよび預け入れに対する同特約第4条（1）③、⑦および⑧の費用

今回の補償範囲の拡大にあわせて、⑦イの介護施設への預入費用についても、交通費を補償対象にします。また、従来から補償対象のホームヘルパー等の雇入れ費用について、雇い入れる場所である「家庭」の定義を明確化します。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

